

## 議会運営委員会

令和4年5月24日（火）

午後4時17分開会

○仲委員長　ただいまから、議会運営委員会を開きます。

本会議中の西川委員の討論の中で、村田委員から緊急動議がありまして、不穏当発言ではないかということで、実は議長から注意があったんですけど、この不穏当発言というのが多いものですから、そのことについて諮問がありましたので、議長から何か、先に。

○三鬼議長　先ほどの討論において、西川委員より議員の実名が出ましたことについて、本会議場では注意をさせていただきましたけど、本人から、動議の中で本件の申出がありまして動議が成立いたしましたので、暫時休憩して、議会運営委員会へ諮るということで、今、この委員会を開いていただきました。

この休憩中に、正副議長で西川委員ともお話をさせていただきました。ちょっと実名を出したことであるとか、今議案に対する討論としてどうなのかということも含めて説明、お話もさせていただきました。実名を出したことについては本人からの発言がございまして、処理につきましては、私のほうに一任するという言葉をいただきましたもので、ちょっとそれで進めさせていただきたいと思います。

まず、実名を出したことにつきましては、西川委員より、ちょっと発言をお願いしたいと思います。その後の議会運営上の問題は、また私のほうからちょっと説明させていただきます。

○仲委員長　西川委員、それじゃ、発言して。

○西川委員　つい感あまって、尾鷲のためを思って、つい熱が入った討論で実名を出してしまったのは、その場でも謝ったとおり、不穏当であったということです。議長に伝えましたけど。

○仲委員長　ちょっと待って、謝ったというのはどういうふう。

○西川委員　いや、不穏当でしたということで、ここの部分を取り消してくださいということでした。

○仲委員長　ちょっと待ってください。村田委員、何かありますか。

○村田副委員長　不穏当で取消しということですけども、私は、取り消したい発言の中で、「また指定管理者に戻すから今回はこれで。と話をつけてきたこと自

体、全くもっておかしな話だと思いませんか。まだ議会でも報告されていない案件ですよ。」というくだりがあるんですね。3月1日に指定管理者を一旦取り下げましたよね、市が。その後、私は、指定管理者の社長のところにお伺いをして、どうということなんですかということをお聞きしました。この日時はちょっとはっきり覚えていませんけれども、その結果、やっぱりこれ、いろいろありますけれども、もうこの体制を変えないと、なかなかこれ、難しいですよという話を事実関係しました。そして、代表者のほうから、そうだなということもありまして、私は、指定管理者に戻すとか、そういったことは全く話しておりません。

先般、私の名前は出なかったですけども、議員が社長のところへ行って話をしたと、やめやせということで云々ということがありましたけれども、その後も社長のところに行って、社長、あなた、こういうことを当時の責任者に言ったんですかと。こういうことが議会で言われたんですけどと言ったら、そんなことは、私は言っていないよという、私は言質を取っております。

ですから、このことをもって、あたかも私がこういういろんな行動をやったような発言というのは、私としては到底許せません。それで、この問題については名誉毀損で訴えることもできるんですけども、議会中のことですから、最終的には私と市の訴訟ということになりますから、そんな私は道の外れた格好悪いことはできませんから、これは訴訟は避けますけれども、しかし、この問題は、テレビでも放映されておりますのですから、私の名誉に関わることですから、これはきちっと、取り下げるということじゃなくて、私は陳謝をしていただきたい。じゃないと、私の名誉は全く傷ついたままになってしまいますから。

それと、もう一つ、やっぱりこれ、こういう西川委員だけじゃなしにいろんな発言がありますけれども、議長たるもの、議会で不穏当、そして、これはおかしいと思ったら発言停止もできるんですよ。後で不穏当なことがあったから、これを気をつけていただきたい、こんなことだったら、言われたほうは持ったものじゃありませんよ。これ、何のための議会の運営なのか、何のための議会なのか。その辺のところを議会の本質をひっくり返すようなそういう発言というのは、やっぱり議長としてきちっと整理をしていただきたいということを強く私は申し上げておきたいと思えます。

私は、向こうの社長と会ったことは事実です。しかし、これは何らやましいことがなく、これは私個人の、村田幸隆としての議員活動の一つですから、他人様にやゆされることは全くありません。そのことを十分、議長、理解しておいていただき

たいと思います。

○仲委員長　　ちょっと待ってください。

今、村田委員のほうから、不穏当発言との、中身の中で発言がありましたけど、改めて不穏当発言とは何かという中では、一般的には無礼な言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言や一切の不適切な発言を言います。また、そういうもろもろのもので、そういう意味の中では、地方自治法129条で、規律の中で、議会中に法律または会議規則に違反し、議場の秩序を乱す場合は、議長は制止し、発言を取り消すことができるということと、132条に、会議、委員会において、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないというふうな会議規則がございますので、不穏当発言に当たるということであれば、そのぐらいの処置の中で、議長の発言を求めます。

○三鬼議長　　村田委員から、本人の名前のこともございましたので、先ほど正副議長で本人にもお話しさせていただきました。

村田委員御指摘のように、この管理者、土井氏云々という部分につきましては、今回の議案の前の時点の話ということもあって、今回の議案では直接関係ないというか、指定管理するのに改善計画とかそういったものを出していただかないという、仮契約を切らざるを得ないという段階というか、その段階の話で、年度が替わって、新たに指定管理者の仮契約を破棄しまして、新たにしたものが今回の議案であります。そういった議案の中では直接これは関係ないことだと認識しておりますので、先ほど正副議長と西川委員にもその辺の説明をしていただいて、本会議において、その前後の文言については削除の申出をしてほしいと、削除を望むということでお話しさせていただきました。本人も了解してもらっています。

確かに新年度、10人ですので40%の新しい議員の皆さんが入ってきて、これまでも再三、本会議場で発言は注意させていただいておるんですけど、特に討論において、言葉の引用が相手であるとか第三者に対しての言葉の配慮が少し足りない部分が間々、はっきり言う中ではちょっと相手を名指してという部分がございますので、今後とも議員全体で、第三者のみならず、庁舎内で各課においてでも、監査のほうにおいてでも、それだけのきちとした言葉遣いをしていただきたいということの部分で、この部分を西川委員には取消し発言を本会議で申し出ていただくという格好を取らせていただきたいと思っています。

○村田副委員長　　いや、議長、取消しをしていただくのは、それは当然のことだと思いますけれども、今言ったように、私の名前だけじゃなく土井氏の名前も出て

いますね。指定管理者に戻すから今回はこれでと話をつけてきたこと自体、事実無根のことを言われておるわけですから、この発言を取り消すだけでは、私は納得できません。やっぱりこれ、テレビで放映されているんですから、こういうことを言われたら誤解をされる人もいますから、これは私の間違いでしたということで削除していただかないと、私はこれ、納得できません。そこのところをきちっと議長、取り計らっていただきたいと思います。

○仲委員長　　ちょっと待って。

今、村田委員から発言がありましたけど、市議会会議規則の中に、第65条では、発言した議員は、その会議中に限り、議会の許可を得て発言を取消しまたは議長の許可を得て発言の訂正をすることができるということなんですけど、議長、西川委員との話の中で、本会議中に、本人自らが発言を訂正し、謝罪するということの了解でよろしいですか。

○三鬼議長　　発言取消しは申入れをしていただきまして、私のほうから、その有無を諮るという形になろうかと思えます。その中で西川委員に、どうですか、西川委員、やっぱりこの辺は、議会運営上の秩序ということがあって一言、発言についてはどうですか。今日、この中でですが、発言についてはこういった取扱い上という問題が出てきている、個人的なこともあるんですけど。

○西川委員　　すみません、議長、聞き取りづらいんですけど。

○仲委員長　　ちょっと待って、議長。

私の求めたのは、村田委員本人が先ほどの中で、陳謝をしていただきたいという発言がありました。村田委員のほかに、もう一人、会長さんの名前も出ているという中では、本人が訂正をして陳謝をするということが重要ではないかと思うんです。そこら辺りのことを僕は求めておるんですけど、いかがですか。

○小川副議長　　意思表示はどうなっているんですか。陳謝ということに対して。

○高芝議会事務局長　　説明させていただきます。

先ほど委員長のほうから御説明がありました会議規則第65条の規定、議場で取消し及び訂正、取消しは議場で諮っていただいて、訂正に関しては議長許可という、この条文に関しましては、陳謝が必ずしも必須なものではございません。ただ、今、委員長が当事者の方、今のお話の中身をしんしゃくしていただいてそのように諮っていただいたんだと思うんですが、義務的なものではございません。

以上です。

○仲委員長　　議長、そこら辺どうなんですか、結論。

○三鬼議長　それは、私は本人にそういったことをお勧めはさせていただきたいと思いますが、そういった旨を。

○仲委員長　（聴取不能）さらにお話をさせていただいて、正式な場に戻すということがよろしいかと思うんですけど、お願いできますか。

○三鬼議長　地方自治法上、この取消し発言をするかどうかというのが本分でありまして、この後、休憩中に本人ともちょっと話はさせていただきます。

○村田副委員長　陳謝ということは、私はそういう気持ちでありますけれども、それで、いわゆる議会の規約の中に法的にされていないということでしたら、別に陳謝していただかなくても結構ですよ。しかし、ない事実を言われて、しておりますから、これは取り消しますだけでなく、この言い方については、全くの私の誤りだったということを表明して取り消しますということでしたら、私は謝ってもらわんでも別にいいですよ。私のこの立場を、きちっと身のあかしを証明してくれたら、私はそれで結構です。だけれども、これを取り消しますだけだったら、本当に言ったことは事実ですから、そのことを聞いておる方もそのように受け取りますよね。ですから、これを訂正、もしくはこれは私の確認不足でしたということ添えて、それから、これを削除するというのであれば、私も納得がいきます。そのところ、議長、よく考えて判断してください。

○濱中委員　もう一点、私のほうでも、これをどう取り計らっていただくのかの皆さんの御意見を伺いたいんですけども、先ほどの討論の中で、監査委員の監査が仮協定の期間を狙ったようにという発言がありました。監査事務局というのは、執行部とも議会とも別の独立組織でございますし、申し添えますと、監査の日程というのは年間日程が決まっております、どのタイミングでどこを諮るなんていうものは、1年間何があるか分からない中で決まっております。これは、そのようなぐらいに思うというような想像の発言ではございましたけれども、こういった発言は往々にして独り歩きします。そういったやはり聞いている人たちに誤解を与えるような発言と私は捉えたので、監査をやっている立場からして、監査の名誉にかけて、そこが、監査がその期間を左右させてできるものではないことも御理解いただきたいということの上で、この発言に関しても取消し、訂正ということをお願いしたいと思っております。

○仲委員長　ちょっと待ってください。

今、濱中委員さんのほうからありましたけど、その件についていかがですか。

○三鬼議長　この動議につきましては、ちょっと濱中委員が言っていることとは

直接関係ないので、今後これをこのまま扱うのかどうかというのを踏まえても、議会運営上のことで、これから注意して、注意はしますが、その部分については、今回は村田委員の名前が出たということで、大きな問題ですので、動議の中で議会運営委員会を開かせていただきましたもので。

○濱中委員　　そうしましたら、私、本会議が再開しましたら、動議を起こさせていただきますので、取消しをお願いします。

○三鬼議長　　いや、だから、別途この問題を扱うかどうかはちょっと取り上げてください。この部分を超えて。

○仲委員長　　今、進行していますもので、同時期の西川委員さんの発言やったかなということでございますので、先ほど、議長が西川委員から一任をされているというお話がございましたので、同時に扱っていただきたいとは思いますが、そこらのあれを西川委員とお話をいただきたいということで、議長に一任したいんですけど、よろしいですか。

（「ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　暫時休憩します。

（休憩　午後４時３６分）

（再開　午後４時５８分）

○仲委員長　　それでは、議会運営委員会を再開いたします。

○濱中委員　　先ほど動議の中で一緒に取り扱っていただきたいという発言をいたしました。ただいま代表監査と相談をいたしました。先ほど申し上げましたように、監査の組織は別組織であるということもあるので、議会の中では、もちろん発言がよいか悪いかに関しては議長のほうの判断にお任せするとして、監査のほうから、その問題点については改めて申入れをお願いしたいということを今、相談いたしました。また、合議の上で、議長のほうにお話を申し上げたいと思います。

○仲委員長　　濱中委員から先ほどの発言について説明がありましたけど、議長、よろしいですね、それで。

それでは、議長のほうから説明をお願いします。

○三鬼議長　　その形でよろしくをお願いします。

あと、西川委員の発言につきましては、事務局、ちょっとこの紙を全員に配ってください。

(資 料 配 付)

○三鬼議長 発言取消し申出書というのを作らせていただきましたもので、これは西川委員とお話しさせていただいて作らせていただきました。

この文につきまして、西川委員より発言……。

○仲委員長 しばらくお待ちください。すみません。

(休憩 午後5時00分)

(再開 午後5時00分)

○仲委員長 再開します。

○三鬼議長 この部分について取り消したい発言ということで、西川委員のほうより説明とおわびがございますので、お願いします。

○西川委員 議会の途中でも謝罪したとおり、全くもって個々の個人名を出してしまったということは、私は悪いことだと思って、議長に改めて注意を受けました。それで、最後に自分でも言ったように、個人名を出したことはいけないことだと思い、ここを削除していただきたいと思います。

○仲委員長 以上ですか。

○西川委員 はい。

○村田副委員長 個人名を出したことは悪いから、これを取り消したいということでもありますけれども、取り消してもらうのは結構ですけれども、私は名前を出されて、そして、また指定管理者に戻すから今回はこれだと話をつけてきたこと自体、全くもっておかしな話だと思いませんか。まだ議会でも報告されていない案件ですよと言われておるんですね。だから私の名前を出す出さんというよりも、私はあたかもこういう行動をしたように言われておるわけですから、そのことを全く、文章を消すだけじゃなくて、勘違いだったからこれは消しますよということを書いてくれないと、私はこれ、事実ではないんですから。何なら私は、社長のところへ行って、社長と話を皆さんの前でしてもいいんですから、全くこういうことをしていません。でも、そういうことが明らかに連想されるような発言、その趣旨をやっぱり重きを置いてもらわんと、名前を出したからと消すよだけでは、私は、これはちょっと納得できないな。ですから、さっき謝罪とかということは別にいいですよと、百歩、二百歩譲って言っているんですよ。だから、こういう事実はなかったですよということをはっきり言ってもらわないと、私はこれ、納得できませんよ、こんなことでは。こういう取扱い、議長、いかがですか。

○三鬼議長　　ですから、本会議で発言したこの部分、名前のみならず、監査結果云々、今、先ほど読み上げた部分については、こちらのほうからも西川委員にお話しさせていただきまして、これは討論に値しないので削除されるようにということでお話をさせていただきましたので。これが消えるわけですから、あとは本人がどうこうするというのは強要できない部分もございますので御理解ください。

○村田副委員長　　それはおかしいでしょう。議会のルール上は、これを削除するということかもしれませんけれども、その中に、西川委員が勘違いでこういうことを言いましたと。ですから、これをもう削除しますということ言ってもらわないと、現に村田がこうやってして、おかしい話だなということはテレビで放映されているんですよ。そこのところをやっぱり議長もかかってもらわないと。言われた本人は、これでも百歩、二百歩譲っているんですから。訴えたりしたら市を相手になりますから、それはできないなということをやっているんですから。

　　ですから、別に謝ってもらわなくてもいいよと、私の勘違いでしたということによって、この文面が間違いだったということが証明されるわけですから。ただ、村田を出したから取り消しますだけだったら、これは本当だったけど、村田の名前を出しちゃったから消しますよということと一緒にしよう。その辺のところをやっぱり議長、おもんばかってくださいよ。じゃないと、これ、私、納得できませんよ。

○仲委員長　　西川委員、先ほどの訂正のお話の中で、個人名という部分の中で話があったんですけど、取り消したい発言ということで、4行書かれていますね。この4行全て取り消したいということでございますので、そういうことですね。ということは、取り消したい理由をもっと詳細に発言できませんか。説明できませんか。

○西川委員　　議長と副議長の顔を立てて取り消します。

○三鬼議長　　顔を立ててくれるのはありがたいことなんですけど、私も副議長もお話しさせていただく中で、ここの部分につきましては、今回の議案に上がってきた部分と直接関係ない部分であるので、してくださいと。あと、個人名が出ておりますので、それは不適切な表現でありますので、ぜひこういった部分については御理解ください、削除すべきですよという話はさせていただきました。

　　あと、できたら、私のほうからも、この部分は自分で発言したので、それに合う言葉もお願いしますとは言いましたが、これは強要できることでもないもので、私も副議長も、こういったことがあるので、削除してくれるのであれば、そういったこと、御協力願って、できるだけ穏やかな話合いで何とかされるほうがいいですよ

という話はしましたけど、あと、これ以上言うか言わないかは本人のことなので、私が強要することではないと。私も副議長も指導、指摘はさせていただきましたけど、これ以上、だから、どの言葉を発せよということは、私が強要することではないので、この辺は御理解ください。

○仲委員長　　ちょっと僕も理解しにくいんですけど、この文面を見ると、西川委員のほうから議長に、5月24日の会議における私の発言のうち、下記の部分を取り消したいので、議会において許可されるようという申出があるんですね。それで、その取り消したい発言が4行ありますね。ということは、この4行を取り消すということは、この4行が不適切発言に当たる。言うたら不穏当発言に当たるという理解の中で取消しということによろしいんですか。そこら辺を明確に。

○西川委員　　4行全てが不穏当に当たるんでしょうか、これは。

○仲委員長　　そこら辺も西川委員さんの御判断をお願いしたんですが。西川委員さんが取り消したいという許可を求めていますから。

○西川委員　　僕は、自分できちんと、今回の討論に当たり、足を運び、また電話もし、調査もした上で、責任を持って、ただ名前を出したことは本当にちょっと不注意だったと思いますけど、内容の中に関しては、私は、虚偽の発言はしていないし、それは僕がちゃんと調べてあれした上ですので、そこに陳謝と言われてもと思いまして。

○仲委員長　　西川委員の考えはそうなんですけど、議長、これ4行を取り消したという理由は、議長のほうから、この4行が不穏当発言であるから取り消しなさいというようなお話はしなかったんですか。そこら辺ですよ。

○三鬼議長　　だから、先ほどから言っていますように、今回の議案に対して、これは直接関係ないことであるから、不適切であるから、この部分は削除してくださいということで、削除オーケー、了解したということですから。

ただ、この中で、私どもはできたら、こういった表現をしたので、副議長とともに、一言削除するに当たってもということで、西川委員には指導というかお話をさせていただきましたけど、現実本人が話しているとおりでしますので、これ以上の強要は、私も副議長も強要できないので、御理解願いたいと思います。

○小川副議長　　今の議長の話ですと、これ、西川さんの言うこととちょっとずれがあるんですけど。議長、この文章ということ、議長の取消し命令とも取れるんですよね。もし、このまま行ったら。

○仲委員長　　ここへ来る間には取消し命令があったと僕は判断しますけどね。

(「いやいや」と呼ぶ者あり)

- 仲委員長 違うんですか。
- 三鬼議長 取消し命令どころこういうの、先ほどから何回も説明しておりますように、この部分は今回の議案と直接関係ないことですから、こういった発言をして本会議でも注意させていただきましたけど、名前が出た本人、議員から御指摘もあって動議が出ましたので、このように関連する部分については削除していただくほうがいいですよという、最初はそういう指導的なお話をさせていただきました。
- 濱中委員 別に聞かれた内容を御説明はいただかんでいいんですけども、村田委員がおっしゃっていること、西川さんがおっしゃっていることを並べて聞いてみたときに、西川さんが事実であると、これに関しては、自分は自信を持って事実を述べたというふうに言われております。これが事実であるかどうかの確認は取られたのかどうかそれだけ、どういうふうにとられたかまでは言わなくていいです。中のことがありますので。ただ、根拠を持って話ができることなのかどうかということの確認は取られておりますか。
- 三鬼議長 先ほど度々説明させていただいておるように、本会議で注意しましたけど、今回の議案に対して、直接このことは、以前の話であって関係ないので、討論に組み込むことは、私は避けるべきだということで、この部分を削除。ですから、この前後関係については、先ほど村田委員もそうでないということも言っておりますし、あれなんですけど、そのことを私がする立場ではないと思いますもので、ただ、こういった表現はいかななものかということで、今回の発言を削除しておることです。
- 濱中委員 もちろんこの場において、この議会にそぐうものかどうかということの議長の判断というのは十分理解するんですけども、村田委員が主張しておること、西川委員の主張しておることは、西川さんは本当であると、委員は。自分は事実確認をして話をしておる。それで、村田委員は、それは違う、そこでぶつかっておる話なのかなって、私は……。
- 仲委員長 内容ですね。
- 濱中委員 はい、内容です。だから、以前の問題やったとしても、間違えたことを言われておるといふ方と、事実であると言われておる方の、その相違で、今回譲られていないんや、どっちもが譲れないことになっておるのであれば、そこが問題なのかなと私は今思って聞いておったんですけども。
- だから、根拠のない話であれば、それは失礼な話になるし、きちんとこういう事

実があるんですということと言われるのであれば、それに関しては西川さんの主張がそうなのかなというふうにも思うんですけども、そこはもう調べられないということで、ここは判断されたということによろしいですか。

○三鬼議長 調べる調べない、言うた言わないの話は、それは持ち込まないでください。これはあくまで本会議で西川委員がこういった表現を使いましたので、これは好ましくありませんよって、不適切な表現ですし、引用ですよとお話しして、できたらこの部分は削除という形で理解してくれやんかということで話をしましたので、まず、本会議での発言についてさせていただく。ただ、村田委員が言われている個人的な儀は、一理解はできますけど、これは、この部分を私が仕切るというのは難しい話ですので、この場でというか、そういったことは御理解願いたいと思います。

ただ、西川委員につきましては、ここの部分は削除するということに了解をいただきましたもので、取りあえず本会議でのこの部分は、それは、先ほど言ったように、村田委員におかれましては、放送したとかそういったことがありますよって、個人的な部分は、重々理解はできて、それは分かっておりますけど、今の対応としては、まず、本会議でのこれをしたいと。西川委員に対しましても、できるだけ自分の、この削除をするに当たっては、一言くださいということで、自分の削除するに当たったということも、言葉もお願いもしましたけど、今本人の発言がそうですから、それ以上強要できることではないので、御理解願いたいと思います。

○村田副委員長 議長、これは本会議でなされた発言ですよ、本会議の中で起こったことなんです。これ、議長が取り仕切り者として全責任を持っているわけですから、その辺のところの対応はどうされるんですか。

○三鬼議長 会議規則第65条の規定によりまして、この文の削除、取消し、全議員の皆さんに本人から申出があったということで、お諮りさせていただきます。

○村田副委員長 じゃ、あの発言があったとき、議長は発言も止められたはずなんですけど、それを全部言わせて、最後に不穏当な発言がありましたから気をつけてくださいという発言がありましたね、削除やなしに。なぜああいう仕切りになったんですか。私とあんたとのあれになりますよ。

○三鬼議長 そういうあれじゃなしに、議長から削除ということはできませんので、それを……。

(「いや、できますよ」と呼ぶ者あり)

○三鬼議長 本人の了解は要るわけですから。

- 仲委員長　　違いますよ。地方自治法129条では、議場の秩序を乱す場合は、議長は制止し、発言を取り消すということになっていますよ。それは見解が違いますよ。
- 三鬼議長　　その部分のうちの動議がありましたので、本人にも、その部分を発言するように指導させていただきました。
- 南委員　　皆さんのやり取り、村田委員さんの気持ち、また西川委員さんの言葉も聞いたんですけど、やはりお互いが歩み寄りできる結論が出ると一番いいんですけども、村田委員さんは村田委員さんで、名前だけの削除ではいかんせん納得できないと、内容も含めた上の勘違いであったという言葉はつけていただきたいということでおっしゃいました。また、西川委員さんは西川委員で、自分の調査と根拠等に基づいて発言されたと、内容については。そういったことでは、今の段階で平行線ですわね、結論をこの場で出すというのは僕、議運の場で出すというのは議会、本会議場のことですので、方向性は示されても、やはり最終的には議長の議事整理権というのは、僕は尊重していかな、話の落とすところが今の感覚では、僕、話を聞いておる段階では非常に難しいなという感覚でございますので、もう幾分かはある程度、行くところまで行くのであれば、また話が別なんですけれども、そういったことは村田さんが避けたいというようなことを冒頭におっしゃっておりますので、やはり今回の件は、改めて議場の場で、僕は落とすべきではないかなというように考えております。議場で。
- 村田副委員長　　これ、私の名前が出たということで、今、これ、開いておりますが、監査委員からも先ほど話がありまして、また改めてということですがけれども、この反対討論を見ていくとあたかも、議長、ゆっくり落ち着いて見ていただきたいと思うんですよ、議事録を。これはもうみんな、私のほかに議員が知っておって、勝手に根回しをして、それで監査までそれに見合うような日にちをぴたっと合ったようなやり方をやっている。何もかもぐるみでやったようなニュアンスに取れる発言内容なんです。だから、今ここだけを押さえて今やってもらっていますけれども、全体の発言が、果たして討論にとって、この討論はどうなのかということはやっぱり審議をしていただきたいし、それから、討論で越してはならない一線というものはあるわけなんです。議会ルールでもあるし、おのずと議員として、自分で守らなければいけないところもあるんです。

だから、そういうことも含めてやっぱり議長が判断していただかないと、ここだけだったら、あなたの言うように、議場で起こったんだから発言を削除しますとい

うことでしかないんですと。そりゃそうでしょう。あとは西川さんと私の弁護士を立てるなりしてしたらいいんですから、やったらいいんですけれども、しかし、これはテレビも放映される前でやられておるんでしょ、これ。これ、事実じゃないんです。私は行ったことは確かでありますし、話を2回聞きました。したことは確かでありますけれども、指定管理者に戻すから、今回はこれでって、こんな話は一切しておりませんので、これはここで言うてもしょうがない問題ですから、これは法的にやればいいんですけれども。全体論として、あの討論の中で、尾鷲市ぐるみで、行政も議会もぐるみでというような、ああいうニュアンスの討論は、果たして議長としてどうなのかなというところを私は一方では問いたいわけなんですよ。その辺のところをはっきりしてもらわないと、事は私1人だけの話じゃないんですよ。これは時間もありますし、議運をこんなに遅くまでやって、ほかの人に迷惑かけて申し訳ないなと思うんですけれども、改めて私は議長と話もさせてもらいもするし、議会の運営をつかさどる、議場をつかさどる、運営をつかさどる議長としての対応はどうかということ私は申し上げておる。

○仲委員長 議長、何かありますか。いいですか。

少なくとも配付されました西川委員の申出書については、監査結果がというところから4行、発言の取消しが認められておるということで、これについては、本会議のほうで、議長から発言の取消しが西川委員からあったということで報告にとどめるということですか。そこら、ちょっとはっきり。

○三鬼議長 (聴取不能) ますね。諮らなくて。

○仲委員長 諮った上で。

それと、本会議場で、この4行について、西川委員のほうから、誤りがあったので削除したいという発言はないということですね、本人からは。そこらはどうなんですか。いや、そこらは話をされておるんじゃないかなと思ったもので聞いたんですよ。

○西川委員 本人、僕は名前を出したところで謝罪はします。でも、その他について、村田委員さんが言われる、全くもって関係ないというのは、僕が調べた結果とは違うので、そこは、僕は認められません。

○村田副委員長 でも、あなたは、私と業者さんと話した内容は知らないんでしょう。

○西川委員 いや、僕、それなりにちょっと調べてみましたので。

○村田副委員長 土井さんと話して、土井さんがそういうことを言われたのであ

れば、それは、私、土井さんと話をしますけれども、土井さんとあなた、会ってられないんでしょう。私は土井さんと2回会って話をしています。どこから情報を仕入れたか知りませんが、ですから、私は土井さんとそういう話もしておりませんし、御本人にも確かめて、俺、していないよという返事もいただいております。こんなことをする道理がないじゃないですか。何で指定管理者にそこまでこ入れせなあかんのですか。私はそう思います。

○西川委員　　いやいや、僕もそうですよ。

○仲委員長　　落ち着いてください。

私の考えておるのは、個人名だけをついて、言うたら謝るというか、出したことはまずかったということであれば4行を削除するって、つじつまが合わんのですよ。4行全体を削除するということでは、その4行の文章が、やはり誤解を招いて不適切であるから削除しますというお話をしてもらわんとすると、話が合わんのですよ。

○西川委員　　いや、先ほど、この4行が、議長と副議長から不適切だからこれをあれって、読んでくれと言われましたが、その後、村田委員の、全くもって私は関知していないというところに、いや、私は私なりに調べたのによって今まだ思ったから、それで結局水かけ論ですね。

○仲委員長　　ということは、そこらの話は、議長。

○三鬼議長　　個人名を出した部分が、今の先ほど監査結果が云々というところからの流れでありますので、全体の文章も含めて、この文章を本会議から削除することでお話しさせていただきましたもので、これでまたここで争うという、本人がああいう話になってくるといって、これも成立しない話になりますので、御理解願いたいと思います。村田委員の言われておることは重々、気持ちは……。

○村田副委員長　　僕だけじゃないですよ。監査も問われておるんですよ。

○三鬼議長　　それと、ほかに、先ほど休憩前に言わせていただきましたように、討論においては、割かし過激な表現が多いもので、全体的に、今後とも私がするしない、終わった後についても注意してほしいもので、その旨も併せて発言させていただいたのは、そういったことも含んでおります。

○小川副議長　　先ほど西川さんの話を聞いておりますと、名前だけということですよ、4行は認めていないということ。

○西川委員　　だけど、さっきの村田委員の表現だと、僕はちょっと納得できません。僕は僕なりに信念を持って調べていますので。

○三鬼議長　　いろいろ気持ち的なものは御理解できます。しかしながら、本会議

において、私も動議で御指摘もされましたので、その分の責任も感じまして、関連する発言部分を全て削除すべきだということを含めて、西川委員に了解していただきましたもので、ここのところはそれで御理解していただきたいと思いますので、切にお願いいたします。

○仲委員長　　大体議長の言うのは分かったんですけど、要するに4行自身に関連しておるもので、言うたら不適當な4行であるから削除するということは本会議場で言ってもらえるわけですね。

村田委員、どうでしょうか、それで。それでよろしいですか。

○村田副委員長　　いいですよ。

○仲委員長　　以上で、議会運営委員会を終わります。

(午後 5時26分 閉会)